

水痘予防接種説明書

【対象者】

生後12月から生後36月に至るまで（3歳誕生日の前日まで）の間にあるお子さん

※みずぼうそうにかかったことがあるお子さんは定期接種の対象外です。

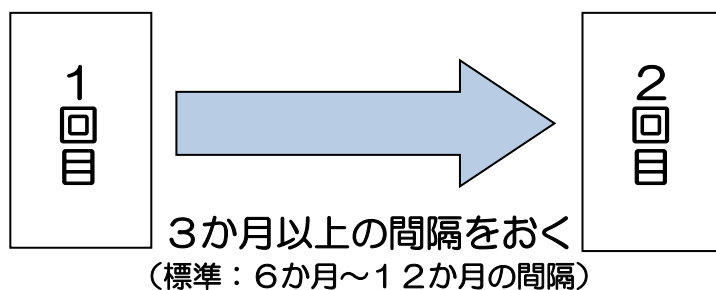
【標準的な接種期間と接種回数】

1回目接種：生後12月から生後15月に達するまでに皮下に1回

2回目接種：1回目接種終了後6月から12月の間隔をおいて皮下に1回

【接種間隔】

（生後12月から生後36月に至るまで）



注意!!

1か月の間隔をおくとは、翌月の同日以降を指します。1か月=4週間ではありません。

例)1月5日から1か月の間隔後は2月5日
1月31日から1か月の間隔後は3月1日

【受け方】

- ・接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・料 金：無 料
- ・持 ち 物：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）、保険証

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。

※市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康増進課感染症対策係までご相談ください。

水痘とは

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から2週間程度とされています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。

水痘は主に小児の病気です。9歳以下での発症が90%以上を占めるとされています。小児における重症化は、熱性痙攣、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。成人での水痘も稀に見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いとされています。

ワクチンの副反応

主な副反応としては、接種局所の発赤・腫張（はれ）、発熱、発疹があります。接種後1～3週間ごろに、発熱、発疹、水疱性発疹が発現することがありますが、一過性で通常数日中に消失します。まれにみられる重大な副反応としては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎があります。

【他の予防接種との間隔】

注射生ワクチン同士の間隔は27日以上あける必要があります（4週間後の同じ曜日以降接種可能）。
※同時接種は医師が必要と認めた場合に可能です。

注射生ワクチン…BCG、麻しん風しん混合（MR）、水痘、おたふくかぜ、麻しん、風しん

【受ける前の注意点】

- ①予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ②当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。
なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。

【受けることができない場合】

- ①明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤3か月以内に輸血またはガンマグロブリンの投与を受けた場合
- ⑥水痘（みずぼうそう）にかかったことがある場合
- ⑦その他、医師が不適切な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ②今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ③今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ④ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑤以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑥麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっていない場合

- ⑦周囲(家族・友達など)で、感染症の病気(麻疹・おたふくかぜ・風疹・水痘など)にかかっている人がいる場合
- ⑧輸血またはガンマグロブリンの投与を受けたことがある場合
- ⑨風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後 30 分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応は、この間に起こることがあります。

- ・安静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応 … 接種後4週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

予防接種法に基づく定期予防接種によって引き起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ったりした時は、その予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、国の定める医療費・医療手当・障害年金等の給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師や健康増進課へご相談ください。

【お知らせ】

- ・接種期間を過ぎると任意の接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。
- ・長期にわたる疾病等により、生後36月(3歳)に至るまでの間に水痘の予防接種を受けることが難しい場合には健康増進課までご連絡ください。

お問合せ先 保健福祉部 健康増進課 感染症対策係 TEL (0282) 25-3512
栃木市今泉町2-1-40 (栃木保健福祉センター内)

